

神戸医療産業都市推進協議会 規約

(名 称)

第1条 本会は、神戸医療産業都市推進協議会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、健康・福祉・医療関連産業の振興を図り、既存産業の高度化と雇用の確保による神戸経済の活性化、市民福祉の向上、国際社会への貢献を目指す神戸医療産業都市におけるクラスター形成の取組みを産学官の連携により強力に推進することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 神戸医療産業都市の推進にかかる方針・戦略等の検討、連絡調整及び評価
- (2) 神戸医療産業都市に関する広報・PR
- (3) その他、神戸医療産業都市の発展に資する事業

(会 員)

第4条 本会の会員は、以下の各号に該当する法人とする。

- (1) 神戸医療産業都市に拠点を有している又は有する予定の企業、大学・研究機関、医療機関等
- (2) 第2条の目的に賛同する企業、研究機関、関連団体等の法人

(会 長)

第5条 本会を代表する者として、会長を置く。

2 会長には、神戸医療産業都市構想研究会会長をもって充てる。

(推進会議)

第6条 本会の意思決定機関として、会長が選任する者により構成される推進会議を置く。

2 推進会議は、第3条(1)の事業に必要な調査・検討を行うため、専門委員会を設置することができる。

(戦略会議)

第7条 本会の戦略立案機関として、推進会議の下に、会長が選任する者及び市長が委嘱するクラスターアドバイザーにより構成される戦略会議を置く。

(関係機関)

第8条 市長は、本会の事業に必要な助言・指導を求めため、必要に応じて国等の関係機関に本会への参画を求めすることができる。

(事務局)

第9条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、公益財団法人神戸医療産業都市推進機構及び神戸商工会議所で構成するものとし、神戸市の支援により事務を執行する。

(開 催)

第10条 推進会議及び戦略会議は、会長が随時招集し、開催する。

(会 費)

第11条 第4条に掲げる事業の実施にかかる経費として、事務局が会員から会費を徴収することができる。

2 会費については、別に定める。

(雑 則)

第12条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は、推進会議で別に定める。

(神戸医療産業都市構想研究会の取扱い)

第13条 本規約の施行により、神戸医療産業都市構想研究会規約は失効する。

2 神戸医療産業都市構想研究会における会計は、本会が承継するものとする。

附 則

本規約は、平成24年3月26日から施行する。

附 則

本規約は、平成25年5月15日から施行する。

附 則

本規約は、平成30年4月1日から施行する。